

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年10月12日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	海水熱交換器建屋レイダウン用ジブクレーンAにおいて、ポンプ部品の吊り上げ操作を実施した際に不具合事象(緩やかな降下)が認められたため、当該ジブクレーンを点検・修理。	GIII	
2	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋地下1階北西角通路において、水溜まり(約18L。汚染なし)を発見したため、現場周辺を確認したところ、加熱蒸気戻り系配管にピンホールが認められたため、当該配管を修理。	GIII	
3	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋屋外連絡トレンチ内ストームドレン系サンプB近傍の壁において、壁の側面に亀裂が認められたため、当該壁面を補修。	GIII	